

平成三十年十月三十日提出
質問第二〇号

新元号の公表時期に関する質問主意書

提出者 大西健介

新元号の公表時期に関する質問主意書

二〇一九年四月三十日、天皇陛下のご退位と同年五月一日の皇太子殿下の新天皇ご即位とともに改元が予定されているところ、新元号の公表時期について

一 政府は、本年五月十七日、二〇一九年五月一日に切り替わる新元号について、同年四月一日の公表を想定して準備を進めると発表した。このスケジュールは政府部内においてどのような形で指示されているのか。また、この指示やスケジュールが変更される可能性について政府の見解を示されたい。

二 一九八九年一月七日、昭和天皇の崩御と同時に皇太子明仁親王が今上天皇として即位し、新元号が「平成」に決定した。この時には当然、新元号の事前の公表はなかったが、なぜ、今回は事前公表を行わなければならないのか。また、「平成」への元号切り替えの時に具体的にどのような社会経済の混乱や国民生活への影響があったのかについて明らかにされたい。

三 政府や自治体の情報システムは新元号に合わせて改修する必要があるが、新元号の発表が即位当日となる場合、どのような問題が生じるか。また、一部の自治体の現場においては、混乱を避けるために、西暦表記への変更が進められているが、新元号の発表時期が遅れることによる国民の「元号離れ」への影響に

ついで政府の見解を示されたい。

四 新元号を事前に公表することは、憲法をはじめその他の法律に抵触するか。政府の見解を示されたい。

五 新元号を定める政令は、国事行為として天皇が署名し公布することとなるが、事前公表してその政令を公布すれば署名するのは今の天皇陛下となるが、このことが「一世一元制」から外れるとの指摘、また他方で、「一世一元制」とは、天皇御一代に一つの元号を用いるとのことであり、政令の施行が即位後である以上、公布の時期が今上天皇の御代であっても「一世一元制」上の問題は生じないとの考えも報道されているが、これらに対する政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。